

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に当たる日は、
がと日
休日

目 次



則

◇規則 鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(人事課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(人事課)

- (一) 行政手続条例に基づく知事の権限に属する事務に係る個別専決事項を定めることとした。
- (二) 次の法令に基づく知事の権限に属する事務に係る個別専決事項を定めることとした。

規 則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

- (1) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(建築課)
 - (2) 鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例(医務薬事課)
 - (3) 鳥取県立自然公園条例(自然保護課)
 - その他
- その他所要の規定の整備をすることとした。

二 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正(第二条関係)

1 組織改正関係

當繪工事に係る権限の一部を倉吉土木事務所長の委任決裁事項とするとした。

2 権限移譲関係

(一) 县営住宅及び特別県営住宅の家賃の減免及び徴収の猶予等の権限を土木事務所長に委任することとした。

(二) 水産事務所の管轄内における小型船舶の積量の測度の権限を水産事務所長の専決事項とすることとした。

3 その他

その他所要の規定の整備をすることとした。

三 施行期日等

1 この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

3 鳥取県出納局事務決裁規則について所要の改正を行うこととした。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十五号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「廃棄物対策室、博覧会準備室、専門技術員室、林業専門技術員室、技術管理室」を「能率推進室、廃棄物対策室、技術開発室、専門技術員室、団体指導室、林業専門技術員室、企画室及び」に改める。

別表第二部長共通専決事項の欄第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 鳥取県行政手続条例(平成六年十一月鳥取県条例第三十四号)に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第五条第一項の規定による審査基準の設定
- (二) 第六条の規定による標準処理期間の設定
- (三) 第十二条第一項の規定による処分基準の設定
- (四) 第十三条第一項第一号の規定による聴聞の実施
- (五) 第三十五条の規定による複数の者に対する行政指導に共通してその内容となるべき事項の設定

別表第一課長共通専決事項の欄中第九号の二から第十号の二までを削り、第十号の三を第十号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 鳥取県行政手続条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるるもの

- (一) 第十条の規定による申請者以外の者からの意見の聴取
- (二) 第十三条第一項第二号の規定による弁明の機会の付与
- (三) 別表第三人事課の項中「人事課」を「職員課」に改め、同項部長専決事項の欄に次の六号を加える。
- (四) 地方公務員法第四十二条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の樹立
- (五) 鳥取県宿舎管理規則第十二条第一項の規定による職員住宅に係る貸付料の決定
- (六) 鳥取県職員安全衛生管理規程(昭和五十六年三月鳥取県訓令第一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十六条第一項の規定による健康診断の検査項目等の決定
 - (二) 第二十一条の規定による鳥取県職員健康管理審査会の意見の聴取及び健康管理区分の決定
 - (三) 第二十六条の規定による鳥取県職員健康管理審査会の意見の聴取及び健康管理区分の変更
 - (四) 第二十九条第三項の規定による医師の指定並びに受診及び報告の命令
- (七) 地方職員共済組合投資不動産に係る賃貸借契約の締結
- (八) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(昭和四十二年十一月鳥取県条例第三十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第三条第三項の規定による職員の災害が公務上のものであるかどうかの認定及び通知
 - (二) 第三条第三項の規定による鳥取県公務災害補償認定委員会の意見の聴取
 - (三) 第八条の規定による障害補償年金の支給
 - (四) 第九条第一項の規定による休業補償又は障害補償の金額の一部の減額
 - (五) 第九条第二項の規定による休業補償の制限
 - (六) 第十条の規定による遺族補償年金の支給

- (七) 第十五条の規定によりその例によるものとされた地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第三章の規定による遺族補償年金の支給の停止及び遺族からの排除の決定
- (八) 第十九条の規定による報告、出頭等の命令
- (九) 第二十条の規定による補償の支給の一時差止め
- (十) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第二号）第六条の規定による病院若しくは診療所又は薬局の指定
- 別表第三職員課の項課長専決事項の欄に次の十三号を加える。
- 十三 職員の扶養親族の認定
- 十四 職員の住居手当に係る確認及び決定
- 十五 職員の通勤手当に係る確認及び決定
- 十六 職員の単身赴任手当に係る確認及び決定
- 十七 地方公務員法第四十二条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の実施
- 十八 鳥取県宿舎管理規則（第十一条第一項を除く。）に基づく知事の権限に属する事務のうち職員住宅（鳥取市及び北九州市に所在する職員住宅に限る。）に係るもの
- 十九 鳥取県職員安全衛生管理規程に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの
- (一) 第十六条第一項第三号又は第五号の規定による人の健康に害を及ぼすおそれのある業務の指定又は特別健康診断の対象職員の指名
- (二) 第十七条ただし書の規定による健康診断担当医の指名
- (三) 第二十三条第一項第二号又は第三号の規定による退職年金の支給の停止
- (四) 第二十三条ノ二の規定によりその例によることとされた恩給法第五十八条ノ四の規定による退職年金の年額の一部の支給停止及び退職年金外の所得の決定
- (五) 第二十四条ノ六において準用する恩給法第七十七条の規定による遺族年金の支給停止
- 二十四 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和三十年四月鳥取県規則第十四号）第四十六条の規定による恩給の支給の差止め及びその解除
- 二十五 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの
- (一) 第六条の規定による療養の実施又は療養の費用の支給
- (二) 第七条の規定による休業補償金の支給
- (三) 第八条の規定による障害補償一時金の支給
- 二十一 恩給法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

- (一) 第九条ノ二の規定による恩給の受給権者に係る恩給の受給権の存否に関する調査
- (二) 第五十八条ノ二の規定による普通恩給又は増加恩給の支給の停止
- (三) 第五十八条ノ三第一項の規定による普通恩給の支給の停止
- (四) 第五十八条ノ四の規定による恩給外の所得の決定及び普通恩給の一部の支給停止
- (五) 第七十七条の規定による扶助料の支給の停止
- (六) 第十二恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）第三十四条ノ五の規定による恩給の差止め及びその解除
- 二十二 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの
- (一) 第七条ノ三の規定による恩給の受給権者に係る恩給の受給権の存否に関する調査
- (二) 第九条ノ三の規定による恩給の受給権の裁定
- (三) 第二十三条第一項第二号又は第三号の規定による退職年金の支給の停止
- (四) 第二十三条ノ二の規定によりその例によることとされた恩給法第五十八条ノ四の規定による退職年金の年額の一部の支給停止及び退職年金外の所得の決定
- (五) 第二十四条ノ六において準用する恩給法第七十七条の規定による遺族年金の支給停止
- 二十四 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和三十年四月鳥取県規則第十四号）第四十六条の規定による恩給の支給の差止め及びその解除
- 二十五 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの
- (一) 第六条の規定による療養の実施又は療養の費用の支給
- (二) 第七条の規定による休業補償金の支給
- (三) 第八条の規定による障害補償一時金の支給

年法律第百八十一号) 第五十一条第二項の規定による定款の変更の認可

(四) 第九十五条第四項の規定による協同組合への組織変更の認可

別表第三商工振興課の項部長専決事項の欄に次の七号を加える。

四 中小企業団体の組織に関する法律施行令第十二条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条ただし書の規定による特別の地域を地区とする商工組合の設立についてのその地域の承認

(二) 第十八条の規定による調整規程の認可及びその変更の認可

(三) 第二十一条(第二十八条第三項若しくは第三十条の二第三項(これらの各規定を第三十三条において準用する場合を含む。)又は第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による調整規程の変更の命令又はその認可の取消し

(四) 第二十八条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による組合協約の認可

(五) 第三十条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による商工組合等に対する組合協約の締結に関する勧告

(六) 第三十条の二第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による特殊契約の認可

(七) 第三十条の四(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による交渉ができないとき等のあつせん又は調停

五 中小企業等協同組合法第百十一条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条の二の二第二項の規定による交渉ができないとき等のあつせん又は調停

(二) 第二十七条の二第一項の規定による組合の設立の認可(信用協同組合又は火災共済協同組合の設立に係るものと除く。)

(三) 第五十一条第二項の規定による火災共済協同組合の定款の変更の認可

(四) 第五十七条の二の規定による火災共済協同組合等の事業方法等の変更の認可

(五) 第六十一条第四項の規定による火災共済協同組合等の解散の認可

(六) 第六十三条第三項の規定による組合の合併の認可(信用協同組合に係るものと除く。以下商工振興課の項課長専決事項の欄第五号(二)から(五)において同じ。)

(七) 第八十二条の二の規定による中小企業団体中央会の設立の認可

(八) 第八十二条の十第四項において準用する第五十条第二項の規定による中小企業団体中央会の定款の変更の認可

六 商工会法第六十一条第一項の規定による通商産業大臣の権限の委任に関する政令(昭和三十五年政令第百四十九号)第二条の規定により知事の権限に属するものとされた商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十三条第一項(第五十五条の十五において準用する場合を含む。)の規定による商工会の設立の認可

(二) 第五十一条第一項(第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。)の規定による商工会の業務の一部の停止及び設立の認可の取消し

(三) 第五十一条第二項又は第四項(第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。)の規定による設立の認可の取消し

七 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)第八十八条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務のうち商店街振興組合連合会に係る次に掲げるもの

(一) 第三十六条第一項の規定による組合の設立の認可

(二) 第七十三条第三項の規定による組合の合併の認可

(三) 第八十五条の規定による組合に対する必要な措置の命令

八 割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)第十五条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十号)第四十四条の規定による営業所等への立入検査

九 商工会議所法施行令(昭和二十八年政令第三百十五号)第七条の規定により知

事の権限に属するものとされた商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十二号）

第五十九条第一項第一号の規定による商工会議所の業務の一部の停止

十 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（平成五年政令第二百十八号）第三条の規定により知事の権限に属するものとされた商工

会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十

一号）に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第一項の規定による基盤施設設計画の認定

(二) 第六条第一項の規定による基盤施設設計画の変更の認定

(三) 第六条第二項の規定による認定基盤施設設計画の認定の取消し

(四) 第十八条第一項の規定による連携計画の認定

(五) 第十九条第一項の規定による連携計画の変更の認定

(六) 第十九条第二項の規定による認定連携計画の認定の取消し

(七) 第二十二条第一項の規定による商工会等からの事業の実施状況の報告の徴収別表第三商工振興課の項課長専決事項の欄第二号を次のように改める。

二 中小企業団体の組織に関する法律施行令第十一条第一項の規定による知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の二十一第一項の規定による現物出資に係る資産が当該出資を受ける協業組合の行う事業の用に供するため必要なものである旨の承認

(二) 第五条の二十一の規定による公正取引委員会からの請求による必要な措置の実施

(三) 第百一条の二第二項の規定による命令、認可又は承認をした旨の通商産業大臣への通知

別表第三商工振興課の項課長専決事項の欄に次の七号を加える。
三 中小企業団体の組織に関する法律施行令第十一条第一項又は第二項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条(第二十八条第三項若しくは第二十条の二第三項(これらの各規定を

第三十三条において準用する場合を含む。)第二十二条又は第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による調整規程の認可又は不認可の通知

(二) 第四十七条において準用する中小企業等協同組合法第四十八条又は第五十二条第二項の規定による組合員による総会の招集の承認又は組合の定款の変更の認可

(三) 第九十条第一項から第三項までの規定による調整規程等の認可等に係る公正取引委員会への同意の申請、協議又は通知

(四) 第九十三条の規定による組合員たる資格を有する者等の工場等への立入り及び業務等の検査の実施

(五) 第九十七条第二項において準用する第九十六条第五項の規定による商工組合への組織変更の認可

四 中小企業団体の組織に関する法律施行令第十二条第四項において準用する中小企業等協同組合法施行令第一条の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律第九十六条第五項の規定による事業協同組合の組織変更の認可

五 中小企業等協同組合法第百十一条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五十一条第二項の規定による定款の変更の認可（信用協同組合又は火災共済協同組合の定款の変更に係るものと除く。）

(二) 第八十二条の十第四項において準用する第四十八条の規定による会員による総会の招集の承認

(三) 第百五条第二項の規定による組合等の業務又は会計の状況の検査

(四) 第百五条の四の規定による組合等からのその業務等に関する報告の徴収又は業務等の状況の検査

(五) 第百六条第一項の規定による必要な措置の命令
六 商工会法第六十一条第一項の規定による通商産業大臣の権限の委任に関する政

令第一条の規定により知事の権限に属するものとされた商工会法に基づく事務のうち次に掲げるも

- (一) 第三十三条（第五十五条の十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による役員の変更の届出の受理
- (二) 第四十二条第三項（第四十八条第五項又は第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む。）の規定による会員による総会の招集の承認
- (三) 第四十四条第二項（第四十八条第五項又は第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む。）の規定による商工会の定款の変更の認可
- (四) 第四十九条（第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。）の規定による設立の登記をした旨の届出の受理
- (五) 第五十一条第一項（第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。）の規定による商工会からの業務に関する報告の徴収及び商工会の事務所への立入検査の実施
- (六) 第五十一条第一項又は第二項（これらの規定を第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。）の規定による商工会に対する警告
- (七) 第五十一条第三項（第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。）の規定による商工会に対する勧告
- (八) 第五十二条第二項（第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。）の規定による解散の届出の受理
- (九) 第五十三条（第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。）の規定による清算人の選任
- (一〇) 第五十四条第一項又は第二項（これらの規定を第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。）の規定による財産処分の方法の認可
- (一一) 第五十五条（第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。）の規定による清算が結了した旨の届出の受理
- (一二) 商店街振興組合法第八十八条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務のうち商店街振興組合連合会に係るもので次に掲げるもの

- (一) 第五十九条の規定による組合員による総会の招集の承認
- (二) 第六十二条第二項の規定による組合の定款の変更の認可
- (三) 第八十二条の規定による組合の業務又は会計の状況の検査
- (四) 第八十四条の規定による組合からのその業務等に関する報告の徴収又は業務等の状況の検査
- (五) 割賦販売法施行令第十五条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた割賦販売法第四十三条の規定による営業に関する報告の徴収
- (六) 商工会議所法施行令第七条の規定により知事の権限に属するものとされた商工会議所法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第七条第二項の規定による税額の決定の許可
- (二) 第十条第二項の規定による商工業者法定台帳の作成期間の延長
- (三) 第十二条第一項の規定による特定商工業者に対する負担金の賦課の許可
- (四) 第四十六条第二項の規定による定款の変更の認可
- (五) 第五十七条第一項及び第二項の規定による登記をした旨の届出の受理及び収支決算等の報告の徴収
- (六) 第五十八条第一項の規定による商工会議所からの報告の徴収及び業務の状況等の検査の実施
- (七) 第五十九条第一項の規定による商工会議所に対する警告

別表第三中小企業課の項部長専決事項の欄中第九号の二及び第十号を削り、第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の二を第三号とし、同欄第十一号中(一)及び(二)を削り、同号(三)中「又は火災共済協同組合」を削り、同号中(三)を(一)とし、(四)を削り、同号(五)中「認可」の下に「(信用協同組合に係るものに限る。以下中小企業課の項課長専決事項の欄第八号において同じ。)」を加え、同号中(五)を(二)とし、(六)及び(七)を削り、同欄中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、第十九号を削り、第二十号を第十七号とし、第二十一号を第十八号とし、第二十二号を第十九号とし、第二十三号及び第二十四号を削り、同項課長専決事項の欄中第八号及び第九号を削り、同欄第十

号中(二)及び(三)を削り、(四)を(二)とし、(五)を(三)とし、(六)を(四)とし、同欄中同号を第八号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第九号とし、第十四号を第十号とし、第十五号を第十一号とし、第十六号及び第十七号を削る。

法律(平成六年法律第四十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

第十五号を第十一号とし、第十六号及び第十七号を削る。

別表第二「觀光物産課の項部長專決事項」の欄第一号(六)中「聴聞の実施」を「意見の聴取」に改め、同号(七)中「聴聞を実施しないで」を「意見を聴取しないで」に改め、同欄第二号中「聴聞会」を「意見聴取会」に改める。

第八項】に改める。

別表第三農村整備課の項課長専決事項の欄第一号中(五)を削り、(六)を(五)とし、以下一
ずつ繰り上げる。

別表第二「林務課の現部長専決事項の欄第2号(中)「第五条第一項」を「第四条第一項及び第二項」に改める。

別表第二水産課の項課長専決事項の欄第九号中「次に掲げるもの」の下に「地方機関等決裁規則別表第五境港水産事務所長の項第二号の規定により境港水産事務所長に専決させる事務を除く。」を加え、同号(二)中「船舶票」を「船籍票」に改め、「(地方機関等決裁規則別表第五境港水産事務所長の項第二号の二)の規定により境港水産事務所長に専決させる事務を除く。」を削り、同号(二)中「船舶票」を「船籍票」に改める。

別表第三港湾課の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。

八 鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例（平成七年三月鳥取県条例第六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち第六条の規定による鳥取港海友館の使用料の减免

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第十六号中(一)及び(二)を削り、(三)を(一)とし、以下二ずつ繰り上げ、同欄第十六号の二中「次に掲げるもの」を「同条例第二十四条第一項の規定による特別県営住宅の明渡しの請求」に改め、(一)から(三)までを削り、同欄に次の一号を加える。

十九、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する

(四) 第七条の規定による認定事業者に対する報告の審査
(五) 第四条第二項の規定による特定建築主に対する比率の算定
(六) 第四条第三項の規定による報告の徵収及び立入検査
(七) 第五条第五項（第六条第二項において準用する用語）
建築主事への通知

(四) 第七条の規定による認定事業者に対する報告の徴収

第二条 烏取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十一月烏取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同項の表中

四 病院の長	副院長	事務部長
--------	-----	------

五	一から四までに 掲げる機関以外 の機関の長
機関の長があらかじ め定める上席の吏員	

三までに
機関以外
の長
機関の長があらかじ
め定める上席の吏員

に改める。

別表第一「大阪事務所長の項中「高槻市」を「大阪府」に改める。

別表第二「福祉事務所長の項中第十四号及び第十五号を次のように改める。

十四及び十五 削除

別表第二保健所長の項第十九号(一)中「又は鑑札の交付」を「、鑑札の交付、犬の死亡等の届出又は犬の所有者の変更の届出の受理」に改め、同項第二十号(三)中「第二条」を「第三条」に改め、同号中(三)を(四)とし、同号(二)中「第二条の規定による」を「第二条の規定による犬の登録の変更」に改め、同号中(二)を(三)とし、(一)の次に(二)とし(二)の次のように加える。

(二) 第二条の規定による犬の登録の消除

別表第二保健所長の項第二十一号を次のように改める。

二十一 削除

別表第二鳥取看護専門学校長の項及び倉吉総合看護専門学校長の項を次のように改める。

める。

鳥取看護専門学校長	一 鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例（平成七年三月鳥取県条例第四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一) 第二条の規定による入学の許可	(一) 第二条の規定による入学の許可
(二) 第六条の規定による休学、退学又は復学の許可	(二) 第六条の規定による休学、退学又は復学の許可
(三) 第七条の規定による除籍の決定	(三) 第七条の規定による除籍の決定
(四) 第八条の規定による訓告、停学又は退学の处分	(四) 第八条の規定による訓告、停学又は退学の处分
二 鳥取県立鳥取看護専門学校学則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号）に基づく知事の権限に属する事務	二 鳥取県立鳥取看護専門学校学則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一) 第二条の規定による入学の許可	(一) 第二条の規定による入学の許可
(二) 第六条の規定による休学、退学又は復学の許可	(二) 第六条の規定による休学、退学又は復学の許可
(三) 第七条の規定による除籍の決定	(三) 第七条の規定による除籍の決定

(四) 第八条の規定による訓告、停学又は退学の処分

二 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十四号）に基づく知事の権限に属する事務

別表第二地方農林振興局長の項第十五号(三)中「橋りよう設置の際これに」を「橋りよう」に改め、同項第三十一号中「及び第三十七号」を「、第三十七号及び第三十九号」に改める。

別表第二土木事務所長の項第三十三号中(三)を(五)とし、(八)から(三)までを「ずつ繰り下げ、(七)の次に(八)及び(九)として次のように加える。

(八) 第九条の三第一項の規定による入居の承継の承認

別表第二土木事務所長の項第三十三号中(二)中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとシ、チをリとし、トをチとし、への次にトとして次のように加える。

(九) 第十二条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予

別表第二土木事務所長の項第三十三号の二(二)中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌと

シ、チをリとし、トをチとし、への次にトとして次のように加える。

ト 第十二条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予

別表第二土木事務所長の項に次の一号を加える。

三十九 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する

る法律（平成六年法律第四十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第一項の規定による特定建築主に対する指導及び助言

(二) 第十一条の規定による昇降機を設置する場合における防火上及び避難上支障がない旨の認定

別表第二倉吉土木事務所長の項を次のように改める。

倉吉土木事務所長
一 工事費が三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）の當縫工事（特殊な技術を必要とする工事を除く。以下倉吉土木事務所長事務所長の項において同じ。）に係る起工の決定及び当該起工の決定をした當縫工事の設計変更
二 請負契約の対象となる部分の設計金額（以下倉吉土木事務所長の項において「請負対象設計金額」という。）が五百万円未満の當縫工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定
三 請負対象設計金額が三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）の當縫工事に係る請負契約の締結の決定
四 請負対象設計金額が三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）の當縫工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行
五 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち當縫工事に係るもので次に掲げるもの
(一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下倉吉土木事務所長の項において同じ。）が三千万円未満（設備工事にあつては、一千円未満）の工事に係るものを作成
(二) 第九条第一項の規定による金銭保証人を立てることの要求のうち請負対象設計金額が三千万円未満（設備工事にあつては、一千円未満）の工事に係るものを作成

万円未満）の工事に係るものとの要求

(三) 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認

(四) 第十四条第一項（第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）の工事に係るものとの決定

(五) 第十五条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）の工事に係るものとの決定

(六) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）の工事に係るものとの指名

(七) 第二十二条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものとの決定

(八) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものとの決定

(九) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求のうち請負対象設計金額が三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）の工事に係るものとの要求

(十) 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令のうち請負対象設計金額が三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）の工事に係るものとの命令

(十一) 第三十三条の規定による措置の要求のうち請負対象設計金額が三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）の工事に係るものとの要求

(十二) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち工事

- (一) 費 (請負契約の締結後において、工事費を変更した場合は、当初の工事費。以下倉吉土木事務所長の項において同じ。) が三千万円未満 (設備工事にあつては、一千万円未満) の工事に係るもの の変更等
- (二) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更のうち工事費が三千万円未満 (設備工事にあつては、一千万円未満) の工事に係るもの の変更等
- (三) 第四十条第一項後段 (第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。) の規定による工期の変更の協議のうち工事費が三千万円未満 (設備工事にあつては、一千万円未満) の工事に係るもの の協議
- (四) 第四十二条第一項の規定による工事の施工の一時中止のうち工事費が三千万円未満 (設備工事にあつては、一千万円未満) の工事に係るもの の一時中止
- (五) 第四十三条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち工事費が三千万円未満 (設備工事にあつては、一千万円未満) の工事に係るもの の部分払
- (六) 第四十四条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満 (設備工事にあつては、一千万円未満) の工事に係るもの の部分払
- (七) 第四十五条第一項の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が三千万円未満 (設備工事にあつては、一千万円未満) の工事に係るもの の部分払
- (八) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況調査及び確認のうち請負対象設計金額が三千万円未満 (設備工事にあつては、一千万円未満) の工事に係るもの の状況調査及び確認
- (九) 第五十二条第一項 (第五十六条第二項において準用する場合を含む。) の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が一千万円未満 (設備工事にあつては、五百万円未満) の工事に係るもの の命令
- (十) 第五十九条第二項 (第五十六条第二項において準用する場合を含む。) の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が二百万円未満の土地、水面等の測量及び調査で當繪工事に係るもの の執行
- (十一) 第五十九条第二項 (第五十六条第二項において準用する場合を含む。) の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が二百五十万円未満の設計又は監督で當繪工事に係るもの の委託の決定

- 三千円未満 (設備工事にあつては、一千万円未満) の工事に係るもの の支払
- (一) 第六十六条第一項の規定による請負代金の前金払のうち請負対象設計金額が三千万円未満 (設備工事にあつては、一千万円未満) の工事に係るもの の前金払
- (二) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認のうち請負対象設計金額が三千万円未満 (設備工事にあつては、一千万円未満) の工事に係るもの の確認
- (三) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち請負対象設計金額が三千万円未満 (設備工事にあつては、一千万円未満) の工事に係るもの の部分払
- (四) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満 (設備工事にあつては、一千万円未満) の工事に係るもの の承認
- (五) 第六十九条第二項 (第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が一千万円未満 (設備工事にあつては、五百万円未満) の工事に係るもの の命令
- (六) 第六十九条第二項 (第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が二百万円未満の土地、水面等の測量及び調査で當繪工事に係るもの の執行
- (七) 契約の対象となる部分の金額が二百万円未満の設計又は監督で當繪工事に係るもの の執行
- (八) 下水道法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二十五条の七の規定による流域下水道施設に係る使用の一時制限又は流域関連公共下水道の管理者に対するその旨の通知
- (二) 第二十五条の八の規定による流域関連公共下水道の管理者に対する原因調査の要請等
- (三) 第二十五条の十において準用する第二十一条の規定による流域下水道からの放流水の水質検査等
- (四) 第二十五条の十において準用する第二十三条の規定による流域下水道台帳の作成
- (五) 第三十二条第一項の規定による他人の土地への立ち入り等
- 別表第五境港水産事務所長の項第一号(二)中「船舶票」を「船籍票」に、「当該申請書の交付」を「当該申請書の送付」に改め、同号に次のように加える。
- (七) 第九条の規定による小型船舶の積量の測度
- 別表第五倉吉土木事務所長の項中「三百万円未満」を「三千万円以上（設備工事にあつては、一千万円以上）」に改める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成七年四月一日前に起工の決定をされた工事に係る事務の決裁については、この規則による改正後の鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (鳥取県出納局事務決裁規則の一部改正)
- 3 鳥取県出納局事務決裁規則（昭和四十九年七月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。
- 別表第三共通の項出納局長専決事項の欄中第五号から第八号までを削り、第九号を第五号とし、以下四号ずつ繰り上げる。